マンション総会運営マニュアル
－管理組合の意思決定プロセスはこれでクリアに－

―お詫びと訂正―

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

(1)　28 頁の表の「標準管理規約」の列における「管理（狭義）」の項目（下線部分）

誤	正
普通決議（2(3)参照） ＊議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならず、出席組合員の議決権の過半数で決する。	普通決議（2(3)参照） ＊議決権総数の過半数を有する組合員が出席しなければならず、出席組合員の議決権の過半数で決する。

(2)　162 頁　下から 5～3 行目（下線部分）

誤	正
また、適正化法は、マンション管理適正評価制度(適正化 5 の 3)、マンション管理計画認定制度（適正化 5 の 13）の各制度を設けていますが、これらの審査項目にも「長期修繕計画」に関する項目が入っています。	また、マンション管理適正評価制度や、マンション管理計画認定制度（適正化 5 の 13）の各制度の審査項目にも「長期修繕計画」に関する項目が入っています。

2026 年 11 月

新日本法規出版株式会社